

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の18第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の休止を次のとおり許可した。

令和7年5月1日

神奈川県知事 黒岩 祐治

機関の名称	機関の住所	休止する業務の範囲	休止の期間
株式会社神奈川建築確認検査機関	相模原市南区相模大野七丁目8番10号	全部	令和7年5月24日から令和8年5月23日まで

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の18第1項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務の休止を次のとおり許可した。

令和6年5月24日

神奈川県知事 黒岩 祐治

機関の名称	機関の住所	休止する業務の範囲	休止の期間
株式会社神奈川建築確認検査機関	相模原市南区相模大野七丁目8番10号	全部	令和6年5月24日から令和7年5月23日まで